

群会議の話題

No417号(2024年5月10日) 東京土建新宿支部

無料法律相談会

申込みは組合までTEL03(3362)2161

5月20日(月) / 6月20日(木)

時間は13:30~16:00(一コマ30分)

春の拡大月間(仲間増やし)最終盤です!

組合員を増やす取り組み、春の拡大月間が始まりました。4~5月に、新宿支部では71人の新しい仲間を迎えることが目標です。未加入の方をご紹介ください。今年度は、建設業の働き方改革・消費税インボイス制度実施の影響・アスベスト事前調査や届出・CCUSなどで、建設業界は厳しさを増しています。お悩みのことは組合にご相談ください。拡大月間を成功させ、「若手が入職して希望を持って働き続けられる明るい建設産業」を築きましょう。

4月から建設業に時間外労働規制全面適用

年間720時間以内・月45時間超えは年6回まで・複数月平均80時間以内・単月100時間未満まで 組合にご相談ください!

36協定の書式が4月から新しくなっています。就業規則の整備や更新を漏れなく進めましょう。労働時間にあたる場合・あたらない場合を確認して、労働時間の管理も厳格にすることが必要です。

国税庁通達「インボイス開始後の下請負人との取引協議徹底」ご活用下さい! ↓

国不建推第1号
令和6年4月8日

建設業者団体の長 殿

不動産・建設経済局建設課
(公 印 省 略)

通達文書 PDF は
こちらからダウンロード可能です⇒



インボイス制度開始後の下請負人との取引における協議の徹底について (依頼)

標記について、国土交通省では、令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の開始を踏まえ、インボイス制度開始後の免税事業者との取引において、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人に対して一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない等の行為をした場合、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となりうるため、十分留意するとともに、適正な取引に努めるよう周知を図っております。

貴団体及び貴団体傘下の建設企業のご協力により、インボイス制度への理解は進んでいるものの、一方で、インボイス制度開始後に、下請負人である免税事業者との取引において、元請負人が消費税相当額を一方的に減額したとの指摘や、元請負人が課税事業者への転換を要請し、それに応じて下請負人である免税事業者が課税事業者へ転換したにもかかわらず、元請負人は下請負人と協議することなく、一方的に単価を据え置いたなど、建設業法や独占禁止法上問題となりうる行為が存在するとの指摘がなされています。

つきましては、貴団体におかれては、貴会傘下の建設企業に対し、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行うとともに、元請負人自ら下請負人との協議の場を積極的に設けるなど、適切な価格交渉と価格転嫁が行われるよう改めて周知徹底を図るようお願い致します。

なお、本通知による依頼事項の周知状況や貴会傘下の建設企業の対応状況等について、モニタリング調査等を通じた実態把握を行う予定ですので、ご協力宜しくお願い申し上げます。

労働保険(労災・雇用)年度更新受付

☆時間帯はいずれも10:00~15:00です。委託されている事業所で、更新がお済んでない場合は、早めにお手続きをお願いします。

⑩5月21日(火) ⑪22日(水) ⑫23日(木)

☆現場の賠償責任保険と労災上乗せ保険の更新は、代理店へまとめ手続きのため、5月24日(金)までにお手続きが必要です。

GO VOTE! 東京都知事選挙に行こう「東京土建の都政要求」で仲間へ呼び掛けよう

仲間の仕事と暮らしに関わる「東京土建の都政要求」(最終ページご参照)を各分会・群で議論し、各候補者の政策をよく比較して、組合員と家族が漏れなく「選挙に行こう!」と呼び掛けていきましょう。

選挙は議会制民主主義の根幹であり、投票は義務ではなく権利です。各候補者の政策をみて、区民・建設従事者の生活と仕事に寄り添い、願いを叶える候補者を都知事に送り出しましょう。

[期日前投票の期間・時間]6月21日(金)~7月6日(土)8:30~20:00 ※選挙ハガキ無しで可能
[場所]区役所本庁舎及び各地域の区の出張所
新入学おめでとうございます!

組合員のお子さんが小学校、中学校に入学した年のお祝いに、5,000円の図書カードがもらえる共済制度です。申請が必要になりますので、忘れないようにしましょう。



どけん共済会「慶弔金支給申請書」にお子様の住民票か戸籍の写しを添付してご提出ください。申請期限は1年間(来年3月末まで)

組合事務所移転と閉所について

仮事務所は土建本部(北新宿1-8-16)1階です。

電話番号・ファックス番号は変わりません。

下記日程で事務所を閉めさせていただきます。

5月13日(月)14日(火)事務所移転作業

6月3日(月)一日書記局会議

※ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力、何卒よろしくお願いたします。